

4 番 通告4番 4番議員、曾根田徹、通告に従いまして質問します。

質問事項は、戦争法案に対する見解は。この戦争法案ですが、本来、安全保障関連法案とされてますが、あえて戦争法案と言わせていただきます。

もう1点に、ICT教育の準備、計画について。

一つ目に、日本は、戦後70年間、他国と直接の戦禍を交えることがなく、自衛隊は、半世紀余りにわたって、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していません。こうした平和な日々を支えてきたのは、何よりも憲法9条が存在し、平和を希求する国民の世論と運動が脈々と続いてきたことによるものです。この力が歴代内閣をも縛り、自衛隊は軍隊じゃない、海外での武力行使は許されない。集団的自衛権行使は許さないという憲法解釈を捉えてきたものです。

今、安倍政権は、戦後70年の平和な歩みを断ち切り、歴代内閣の憲法解釈を根底から覆し、戦争法案を強行し、日本をアメリカとともに海外で戦争する国につくり変えようとしています。しかし、この憲法破壊の暴走に対して、これまでにない広範な人々が抗議の声を上げ、立ち上がっています。

町民の方からも、憲法9条を守り、憲法破壊をやめるべきだ、戦争は絶対反対だ、戦争法案は認められないとの声が寄せられています。そして、今発揮されている国民の闘いのエネルギーは、その広がりにおいても、その深さにおいても空前のものとなっています。それは、戦後70年を経てつくり出された日本国民の平和と民主主義を希求するエネルギーがいかに巨大なものであるかを示しています。

平成27年6月4日の衆議院憲法調査会で、各党が推薦した参考人3人が、憲法違反に当たるという意見で一致していることに対して、全く憲法違反ではないという著名な憲法学者もたくさんいると反論し、衆議院では、この戦争法案は十分な議論もされないまま強行採決がされた。しかし報道番組がとったアンケートでも151人が憲法違反、憲法違反でないとした人はわずか3人という結果が出ていることから、多くの憲法学者は憲法違反としている。今、参議院安全保障特別委員会で審議をされているが、戦争法案の成立を前提に、自衛隊統合幕僚幹部が部隊運用計画を記載した内部文書を作成していた問題など浮き彫りになってきた。国民を欺くこの法案に若者を含む多くの国民が抗議の声を上げ、反対・撤回を求めている。

そこで、以下の2点について伺う。

一つ目に、憲法9条により、戦後70年間、平和に歩んできた日本は憲法

9条を守るべきです。町長の所見を伺う。

二つ目に、国が示す戦争法案に対して、町長の見解を伺う。

次に、平成28年4月より相和小学校でICT教育を始めるに当たり、入札を行い、株式会社JMCと契約をし、タブレット端末、学習ソフト等の購入などして準備が進んでいる。ICT教育を授業に取り入れて行うにはさまざまな課題や問題点などがあり、それは教職員の能力向上、器械への対応、ICT支援員の必要、授業への活用の不安など、課題・問題点の対策が必要と考える。今後は、器械を使い、教職員の研修や学習、授業への取り入れについての打ち合わせなどを行っていく段階に来ている。本町でも他の先進地への視察や講習などを行っていくとしている。

そこで、現在の準備の到達点と、今後の準備、計画について伺う。

以上で、登壇での質問といたします。

町長 通告4番 曽根田徹議員の御質問で、一つ、戦争法案、安保法案に関する見解はというようなことで二ついただきました。後段は、ICT教育の準備、計画についてというようなことで、先の清水議員の御質問と重複する点があるわけでございます。これは教育長から続いて答弁をさせていただきます。

国は、国家の主権を守るといふようなことが第一義としてあろうかと思ひます。国家の主権を守るには、外交、そして防衛といふようなものが備わつて国家の主権が守られるわけでございますし、我々個人にしても、それぞれの家庭においても主権を守るといふようなことの中で、それぞれの家庭もある面ではあるんじゃないかならうかなといふように思うところでございます。また、我々希求するところの平和におきましても、それぞれの国の平和を希求する形といふようなことは異なるわけであります。スイスのように永世中立国においては、膨大な軍勢力、また徴兵制をしいた中、国家を守るといふよりも、相手の国にすきを与えないといふようなことの中で平和を維持している国もありますし、我が国のように、安全保障を他国ととつた中で、そして国の防衛をしている国家もあるわけでございます。それぞれ平和を望む、また国家の主権を守る守り方にはいろいろな形があるといふようなことは言えるわけでございます。

そのような中で、安全保障関連法案につきましては、本年5月4日に閣議決定をされまして、衆議院においては、既に7月16日に可決され、現在、参議院において審議中であるわけでございます。この法案は、新規の法律でございます国際平和支援法案に加えまして、自衛隊法やPKO協力法など10本の法律の一部改正案の総称でございます。内容的には集団的自衛権を認める、自衛隊の活動範囲等を広げる、有事の際に自衛隊を派遣

するまでの国会議論を短縮するなど、日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応するとともに、国際貢献の強化を目指したものとなっております。ところでございます。法令の内容によっては、定義が曖昧である部分があることや、解釈の複雑さなどもあり、国民への説明は十分かが問われているところであり、また憲法9条に抵触しないかについても、国民の議論を呼んでいるところでございます。

そのような中、7月には神奈川新聞による県内首長のアンケートも行われ、半数の首長が国民への説明が不十分と回答し、約7割が慎重かつ十分な審議が必要との認識がされたことと報道がされました。特に国民への説明が十分かという点においては、与党の閣僚の中からも、不十分であっても、この機に通さなければ我が国の安全保障上の安全が確保できないというようなことを、昨日もそんな見解を述べておられる方も閣僚の中であったわけでございます。

そのような状況にあるというようなことは、もう少し議論をしていいんじゃないかなと思いますし、また野党側の質問も少し甘かったんじゃないかなというような思いもするわけでございます。

そのような中で、憲法9条の御質問でございますが、日本国憲法第9条につきましては、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認の規範的要素から構成されており、このことを含めて日本国憲法が平和憲法と呼ばれる由来となっているものと認識を持っているところでございます。また、戦後日本が平和国家として発展を遂げてきた礎になっているとも考えるところでございます。

しかしながら、近年、日本を取り巻く安全保障環境は大きく変化をいたし、自衛権、特に集団的自衛権の行使に関し、国民は真剣に考える時期にあるとも考えるものでございます。したがって、今回の安全保障関連法案の審議に際しましては、憲法改正の必要性の議論を尽くした上で、国民への説明を十分に行い、場合によっては、国民に信を問うなどしながら、時間をかけて議論していく必要があると考えているところでございます。何はともあれ、9条は別としまして、我が国の現在の憲法は、これは我々に与えられた憲法といいますか、この辺のところは私たち国民が自由や民主主義を履き違えているところもあるんじゃないかなというような認識を私自身は持っておるところでございますし、そういう点から9条云々でなくして、日本国憲法は日本人の伝統的なものをこれから大切にしていくというようなことも踏まえた中で、日本国憲法に議論をする必要があるんじゃないか。我々の国が進駐されたとき、マッカーサーの片腕になった准将が、日本のような3世代で住むような、こういうような大人

数の家庭というのは、こういうようなものをアメリカにも持って帰りたいというようなことを強く言われたわけですが、日本国憲法、民主主義、個人主義、自由主義をうたい、そしてとうとう核家族化の中で今日を迎えるような国家になったわけですが、これはこれで富みの象徴としていいかもしれませんが、この辺のところが少子化につながっているところじゃなかろうかなと思いますし、先般、スイス等も行ってみますと、3世代同居の家庭を築いて、そして多くの子どもたち、少子化もなく国が続いているというようなことなんです。ですから、いろんなことをあれした中で、日本らしい姿を取り戻すというようなことも私は大切じゃなかろうかなというように思うわけですが、しかしながら憲法9条のおかげで、むだな争いをすることなく平和に來れたというようなことも我々国民は認識をしているところじゃなかろうかなと思うところでございます。

2点目の安全保障関連法案に対する見解との御質問でございますが、ただいま申し上げたとおり、慎重に時間をかけ、審議し、国民の理解を得た上で成立が望ましいなというような見解を持っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます、後段につきましては教育長から答弁させていただきます。

教 育 長 引き続き、私から2点目のICT教育の準備、計画についてお答えいたします。

先ほど清水議員から同様の御質問をいただきましたので、重なる部分がありますが、御容赦ください。

まず、現在の準備への到達点につきましては、この夏季休業中に予定どおりICT機器等の環境が整備されました。その後の教員研修も計画どおり実施したところでございます。また、今後の準備、計画につきましては、もう少し詳しく答弁させていただきます。

今後の予定ですが、定期的に教員研修を実施するのと並行して、タブレットを活用した授業について、タブレット対応授業支援ソフトウェアを導入した企業と共同で、授業実践研究を進めてまいります。この共同事業では、放送大学の中川一史教授、金沢星稜大学佐藤幸江教授等に参画していただき、実際に授業を参観した上で御指導いただくこととしておりますので、大変有意義であると考えております。

また、この取り組みでは、授業実践事例ビデオを撮影したり、企業の情報誌への事例掲載をしたりするなどのほか、最終的にはタブレット端末導入過程を学校としてどのように進めたか。ICT教育セミナーで実践

発表を行う予定でございます。

この9月から初期段階における授業形態としましては、まず教員がタブレット端末を活用していく授業改善を考えております。タブレット端末によって、教員が教卓、黒板を離れて、子どもたちに寄り添った指導もでき、またノートなどを撮影して表示することで、子どもの考えや意見を即時に全員で共有できます。さらに電子黒板で画像や音声の情報を提示したり、書き込んだりすることで、子どもの興味、関心を高めつつ、集中して学習ができるなどの効果が期待できると考えております。今後としましては、効果的な活用方法について研究していきながら、タブレット端末活用の頻度や、よく活用されている教科、領域、単元、活用されている機能などを取りまとめるなどして、実践記録を積み重ねていくことが必要になってくると考えています。

また、徐々に児童自身が活用する場面をふやしていき、児童にとって有効な学習ツールとして機能させていくことも考えなくてはなりません。このように段階的な見通しを持ちつつ、学校と協力しながら計画的に推進してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

4 番 では、再質問に移らせていただきます。

先ほど、9条は認識しているということでありますけども、まず、9条の件でお伺いしたい。

こちら9条というのは国民のためにあるものだと思います。その中で、今現在、これを変えようというのは、政治家が変えようとしています。本来、9条をもし変えるのであれば、国民の、先ほど町長のほうも言われたとおりに、信を問うような形、国民に問わなければいけないと思いますが、これを本当に変えていいと思うのかどうか、国民がもし半数以上、7割以上、どのぐらいの人が賛成すれば変えていいというふうな認識されているか。その点についてお伺いします。

町 長 なかなか地方の首長にとって答えるような、こういう機会がないような御質問でございますが、私は、憲法の改正の議論は当然すべきじゃなかろうかなというように思うわけでございますし、9条に関しましては、我が国の国家の主権を守るには、9条がどうなのかというような判断をすることじゃなかろうかなと、そんな考えでございます。

4 番 その後に、あと集団的自衛権、こういった問題も出てきてます。その中で賛成の方、反対の方いますが、ほかの方とお話した中でも、要は、この反対にしても戦争を起こすんじゃないか、また徴兵があるんじゃないかというあおりの的なことも入ってます。賛成の方から見たらそういう

ふうを感じる方もいると思うんです。逆に言うと、この集団的自衛権、他国から襲われたときということで、私たち日本の、特に問題がないのかかわらず、他国の戦争に対して日本が戦争に巻き込まれるおそれ、そういうところであおられています。実際起こるかどうかともそれわからないところで、すごい不安になって、だから賛成しなきゃいけないんじゃないかという考え方がありますが、実際、よく安倍首相が国民の命を守るためと言われてます。その中に自衛隊の命、隊員の命も国民だと思えます。その中では単純に考えて、政治家が火種になるものを潰さなきゃならないように活動しなければいけないと思います。政治家のあり方として、また実際町民の方でも自衛隊の方がいますので、派遣されたりする可能性もいろいろ不安があります。そういった中で、実際税金もかかってくるだろうという、町民に税金負担かかってくるというところもあります。そういうことがないように、本来だったら内閣がしっかり戦争にならないように、先ほど外交というのがありましたけれども、外交をやっていかなければいけないと思いますが、今の内閣、実際それができてない。実際国民を守る覚悟があるようには見えないんですけども、そういった自衛隊の力を借りて守ろうとしてますが、政治家というのは火種をつくらないようにしなければいけないという点では、どういうふうにお考えか、お伺いします。

町長 火種をつくるかどうかというようなことよりも、政治というのは国会なり、その中で議論の場で解決していくというのが政治の手法であり、その中で解決していくべきじゃなかろうかなというように思うところがございます。大変このような御質問を私に頂戴しても、なかなか難しいところでございますので、この論議に関しましては曾根田議員、党に所属してらっしゃいますので、党の上層のほうで、国の議論としていただければなと、そんなことをお願いし、私の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

4 番 それではICT教育についてお伺いいたします。

現在、器械が入ってから研修もやられたというふうなことを言われていましたけれども、前回、4カ月から5カ月かけて研修していくとありましたが、今8月から、これ確か納期が8月10日でしたよね。それに入れてその後にはやられる、1カ月まだたっているかたないかぐらいですけども、その中で研修をまず何回やられたか。さらに、これから研修を定期的に行うとされてますが、どのくらいのペース、1カ月に1回なのか、2カ月に1回なのか、その辺もお伺いします。

教育総務課長 御質問の研修でございますが、今議員からお話がありましたように、

8月10日納期ということで納品を受けてございます。それ以降ということだったんですが、研修自体は、まずここ近辺の研修でいきますと、8月6日、まず納品前だったんですが、タブレットPCと周辺機器を使って基本操作の研修を相和小学校において教員を対象として行いました。その次に8月7日、引き続き翌日になりますが、今度は同様ソフトについて、授業支援ソフト、それから個別学習のソフトについて操作研修ということで行っております。8月10日の納品を迎えまして、8月21日でございます。ICTを使った授業改善研究会ということで、今度はグループワークとして実際の授業プランを想定した中での研修を行いました。本日まで、そういう意味で3回研修が済んでございます。その後の対象というのが、教育長のほうから御答弁申し上げましたように、金沢星稜大学の佐藤教授の授業研究会ということで、2学年ずつぐらい、9月、10月、11月と3カ月にわたって実際に授業を見ていただいた中で、改善点それから発展的な検討をしていく予定でございます。ですからその後に、今度はステップアップのための研修ということで、おおむね11月ごろをめどに研修を実施するという予定でございます。先ほど定期的にということで申し上げたんですが、ひと月に1回、2カ月に1回ということよりは、むしろステップを踏んでいくという意味で、とりあえずは11月のステップアップの研修を予定してございます。

以上でございます。

- 4 番 ステップアップでいくということでやっていますけども、実際講習をやるにしても、まず学習だけでなくて器械もあると思います。その中でまず最初に学習から始めていくという形でよろしいでしょうか。先ほど授業を想定してということなので、この器械って操作だけじゃないと思うんですね。基本的に操作だけと先ほど言われていたんで、その応用も後々やっていくと思うんですが、まずその中で1番最初に取り組んでいるのが、授業という形でよろしいのでしょうか。

教 育 長 実際導入してありますので、適宜対応するということで今進めております。夏休み期間中も既に子どもたちさわっておりまして、校長からの話ですと子どもたちの理解も非常に早いですねという話も聞いております。ですから、時間が許す限り子どもたちも教師もさわる中で、一つには日常的に活用していきたいということです。

また、授業の中においても、実際に活用できる場面では対応し、さらに活用の仕方というのをバージョンアップしていくということの中では、今後その利用を深めていけたらというような話で考えていけたらと思っています。

以上です。

- 4 番 次に、現在、相和小学校全教師が対象でタブレットについての研修をやられているのかどうかについてお伺いします。

教育総務課長 教師は全員を対象としてございます。以上でございます。

- 4 番 全員対象ということなのですが、他の小学校からも、今後、こういうタブレットを使うに当たって、連携的なもの、研修したりまたは学んでいきたいという先生がいた場合、何か計画とか考えていくのかについてお伺いします。

教育総務課長 先ほど申し上げました、8月21日のグループワークで研修を行ったというお話をさせていただきました。その中で、相和小の今まで研修を受けてきた先生に加えて、湘光中、大井小、上大井小から先生に出ただいて、一緒にグループワークをしていただいたという経緯がございます。ですから今後につきましても、詳細な計画というのはまだ立ててございませんけれど、当然そういった意味で広がりを見せていけたらと考えてございます。

以上でございます。

- 4 番 今現在、相和小学校の方がメインになっていますが、その中でそのうち異動、3月は特に異動なんかありますが、新しい先生が入った場合、本来多分5年生、6年生2学年を対象にしていますが、新しい先生が来られたときに、その方に、今まで使っていない人もいると思うんです。使いなれて異動して来られる先生もいらっしゃると思いますが、そういった先生についての今後の対応等、計画的なものは何かあるのかお伺いします。

教 育 長 まだ異動がどういう状況になるのか皆目見当がついておりませんので、何とも申し上げられませんが、ただ少なくとも、個別の対応でなくて学校全体で取り組んでいるといったところでございます。実際、今現在においても先生方の情報交換、そういった情報を共有する中で取り組んでいるということをまず御理解いただきたいと思います。

特に一番心配なのは、授業支援ソフトと学習支援ソフトなわけです。特にそういったものの使い方ということについては、個別に対応していかなければいけないと思っておりますけども、それは校内の中で対応できるものと判断しております。

以上です。

- 4 番 個別というのは難しいということで、時間の許す限り、場合によっては個別もあるのかなという認識も受けましたが、後この授業、タブレットを使っていて、先生たち、うまくタブレットできる人、得手不得手

もあると思いますが、その中で例えばふぐあいが起きたとかそういった対処もすごく大変だと思いますが、何しろ教員が授業に集中できるようにしなければいけないというのもあると思います。学習ソフト、その他のように新しいのが入ってくればどういうふうに取り入れていいかわからない、また、扱うに当たっても簡単に扱える人もいればなかなか扱えない人もいる場合、サポーター的な、先ほどと同様議案になりますけど、支援の分ではありますが、実際使うのは先生、先生に授業に集中してもらうに当たってのそういった考え、またはそういう意見ですね。果たして授業に集中したいのに、いてほしいというサポーター支援、いてほしいという声があったかどうかについて伺います。

教 育 長
4 番

特にそういった声はございません。以上です。

特にないということは、これから起きるかどうかともわかりませんが、少し考えていかないと、教師のほうも始めたところで不安があるのかどうか、なしで今言っているのかどうかかわからないので、少しその辺も考えていただきたいと思います。

実際これを使うに当たって、子どもが使いますが、保護者からの意見、要はタブレット使っているの、物覚えがよくてよかったと先ほど生徒か何かのやつは言っていましたけども、保護者からの意見とか、危険性もありますけども、喜ばれる声を聞けるのかどうか、そういう意見交換みたいな部分は持つのか持たないのかについて伺います。

教 育 長

今のところそういった予定はございません。ただ、以前、説明会するときにもお話はさせていただいたところです。非常に喜んでおられる保護者の方と、反面それにのめり込んでしまうことの心配、特に低学年においては原体験ですね、直接体験することの大切さ。また、例えば鉛筆を持ったり紙に書いたりする活動の大切さを大事にしてほしいといった御意見もございました。これはごもっともなことだと思いますし、既に試験的に実施しているところを見ますと、逆に言うとＩＣＴに頼り過ぎて１時間の授業が展開されてしまうと、そういったところが課題点として挙げられていることを私は聞いております。

実際に、こないだの３回目の研修会なんですけども、これは実は町の事業を含めての研修会で実施したところでございます。その際も講師の支援員の先生からは、ＩＣＴというのは、教科書とか資料集だとか教具だとかワークシートとか黒板と、そのうちの１つのツールだということで話がございました。私も十分そのとおりだと思っています。このＩＣＴで全ての授業が成立することではないということです。確認し大事にする中で授業展開していかないと大きな過ちになってしまうと思ってお

ります。

以上でございます。

- 4 番 もう一つ、保護者、要はそういう心配なんかされているということでもありますけども、例えば授業の見学を定期的に考えているのかどうか。要はICTを使っているところを実際に見たりするというのを今のところ計画されているのか。保護者だけではなくて、相和小学校は特認校でありますから、ほかの地域からそれを見にいけるという機会があるのかどうかお伺いします。

教 育 長 学校とはまだ直接調整はしておりませんが、当然そういった場面では活用していただきたいということでは教育委員会のほうからも申し上げるつもりでありますし、学校もそのつもりでいるかと考えております。

以上でございます。

- 4 番 今現在、準備段階と聞きましたけども、一応来年4月からという形、今年度は準備という形でありますけども、来年度は本格的にというのを考えた場合、長い目で年間の計画をされると思います。来年度4月から始まるに当たっては、4月でどういう授業をやられて、また定期的に研修とかやりますが、その中での課題をどういうふうクリアするかという計画はあるのかどうかお伺いします。

教 育 長 来年度から順次導入ということでございますけども、既に今年度から実施していく中で、今年度のことを生かしていきたいと思っています。そういう意味では、計画というよりも事業に随時取り入れていくと、それから先ほども申しましたが、まずは指導者が使い、それから徐々に子どもたち一人一人が使えるようになるというようなところで考えていけたらと思っております。あわせていろんな場面の中で、この学習支援ソフト等も活用していけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

- 4 番 来年度の点についてはやっていながらという形ではありますけども、実際、計画、これICT、子ども議会のときも言われたと思いますが、将来的にどここの方向に向いていくかという点も聞きたいんですけど、計画的に。最終的にほかの小学校も使うようにするというところでは、28年でやっていくに当たって、よかった、悪かったという点を踏まえて広げるのかどうか、そういった考えの点では、導入ですね、ほかの小学校についてのそういう視野を入れた計画はあるのかどうかお伺いします。

教 育 長 まず、このICT教育と申しても、先ほど来お話をさせていただいてま

すように、教師が授業の中で活用するというのが1つの点としてあるのかなと思っています。それからまた、子ども自身がタブレットを使っ
ての学習というものがある、そういった2点が考えられるわけです。

既にタブレットではなくて、パソコンについては各学校配置されてお
ります。そういったパソコンを活用しての授業展開は既になされている
といったところでございます。ですからこのタブレットを導入するのか
どうかということについての御質問ということで受けていきたいと思っ
ているんですけども、先ほど申しましたように、授業の中において指導
の一環として教師が使うということについての有効性は私は十分あると
考えておりますし、既に他の小学校においても、また中学校において
も、実践的に取り組んでおられる先生方おられます。しかしながら、町
のほうで配置していないといった状況であるといったところございま
す。しかしながら、大型テレビ等の配置の中で既に活用されているとい
う状況でありますし、まずはそういったところの中で、各学校のほうで
配置することは一番望ましいのではないのかなと思っております。その
次に、タブレット等の端末をどう配置するかといったところございま
すが、今世の中では一人1台というようなこともございますけども、そ
うなると莫大な予算的な措置も必要になってきます。当然そういったこ
とも含め、また、どの程度の配置の仕方、また対応、学年がいいのかと
いうようなことも総合的に検証してまいりたいと思っております。そう
いう意味での相和小学校の位置づけということで御理解いただければと
思います。以上です。